

立した刑事訴訟を禁じることはない。またこの逆もしかりである。

第 173 条. 刑罰の執行—差し止めに服する前に施設内医療提供者が業務を中止する場合、あるいは独立した医療専門家が診療を停止した場合、同じ所有者あるいは医長が名前と場所に関わりなく新たな施設を開始し、運営する際、あるいは医療提供者が再び診療を開始するときは、執行される刑罰は延期される。条件として、罰金の支払いを要求する解決の権利変動原因たる部分と、支払いが済んでいる請求金額の払い戻しあるいは支払いの拒否は未履行となる。

所有者あるいは医長の配偶者あるいは二親等内の親戚あるいは類縁者は、上記の目的により、当該所有者あるいは医長の代理としてみなされる。

原告が審問を受けている間は、業務の停止あるいは医療提供者の診療の停止にもかかわらず、コーポレーションと不正な提供者間での今後の関係性を決定するため、手続きは判決言い渡しまで続行する。

第 174 条. この規則の適用性—この規則が効力を生じる際、コーポレーションの適切な団体にすでに申し立てられた告訴あるいは審議中の告訴は、以前の規則に従って刑罰が下される。

表題 8 行政的救済

規則 34 一般規定

第 175 条. 司法権—コーポレーション、LHIO、Grievance and Appeals Review Committee (GARC)と委員会は、認定を受けた医療提供者あるいは加入者がプログラム開発者に対して申し立てたすべての苦情を聞き入れ、決定を下す。コーポレーションは同じようにして、料金や手数料の支払い、請求に関する行政決定に対するすべての抗議に対して処置を取る。

第 176 条. 補償されていない苦情と抗議—オンブズマン事務局、sandiganbayan、国家公務員任用委員会、通常裁判所の管轄の下での行政的苦情あるいは刑事告発あるいは課徴金の基となるプログラム開発者の行為についての不平と抗議はこの規定で補償されず、しかるべき法律に従って処理される。

規則 35
プログラム開発者への苦情

第 177 条. 苦情の原因—以下の行為は苦情の正当な原因となる：

- a. 患者の権利の侵害
- b. 加入者あるいはその扶養家族の給付の失効あるいは無所有を生じさせるような、義務を故意に無視すること
- c. 請求行為の不当な遅延
- d. 同意した期間を超える、請求手続きの遅延
- e. 法令とこの規定の目的を脅かし、傷つける傾向のある他の行為あるいは怠慢

第 178 条. 申し立てる者—不当に扱われたいかなる医療提供者あるいは加入者が、苦情について実証された苦情を申し立てる。

第 179 条. 場所—この法律で規定された苦情は LHIO 本部に申し立てられるか、あるいは不平を持つ医療提供者のいる地域の LHIO に申し立てられるか、あるいは加入者が居住する場所の LHIO に申し立てられる。

第 180 条. 苦情の内容—苦情の内容は以下である：

- a. 原告の氏名と住所
- b. 被告であるプログラム開発者の氏名と住所
- c. 苦情申し立ての原因を明確に、簡潔に記した文書
- d. 求められた救済

苦情は、原告の宣誓と承認、他の追加書類によって立証され、これらが添付される。書類は被告人の人数分のコピーと、公文書ファイル用にコピーの 2 部が添付される。当該宣誓は、宣誓管理人の前で宣誓をし、宣誓管理人は宣誓供述人が個人的に調査を受けていることを立証し、宣誓供述人が自発的に宣誓を執行し、また宣誓を理解することをもって満たす。

第 181 条. 調査—苦情を申し立てる際、コーポレーションは事実に基づく意見を生じさせるのに十分な理由があるかを決定するために、調査を実施する調査員を指名する。GARC はその調査を認め、プログラム開発者が調査を管理し、GARC による申し立ての起訴と判決が苦情の救済をもたらす。

第 182 条. 調査員の義務—調査員が GARC に申し立てを起訴する苦情の原因を見つけた際、

証人は個人的に調査員によって申し立てが審問されたことを立証し、また調査員は、苦情の正当な原因があると信じる、しかるべき理由があり、被告である開発者が苦情について知らされ、論議の証拠を提出する機会が与えられていることを立証する。さもないとすれば、調査員は苦情の取り消しを提案する。

前者の場合、調査員は GARC に対し、委員会を通じて、ケースの記録、正当な苦情と返答、宣誓、対抗宣誓、当事者が提出した追加証拠を提出することで解決を促す。

規則 36

苦情請求調査委員会

第 183 条. 苦情請求調査委員会—委員会は苦情請求調査委員会(GARC)を發起し、委員会は代表と投票場監督官としての最高責任者と他の 4 名のメンバーで構成され、委員会による立証を投票場監督官が提案した際、委員会は苦情に対するすべての行為を審問し、決定する。委員会は GARC を通じて同じように、苦情を訴える提供者あるいは加入者の証明請求におけるプログラム開発者に対する苦情を取り下げるため、コーポレーションの行為を調査する司法権を行使する。GARC は調査員による認定あるいは保証、請求申し立てを召還し、判決が下されるまで委員会は組織として集合を続ける。

第 184 条. 票決に必要な定足数—GARC のメンバー3 名は審議の定足数を満たし、持ち出される申し立てについての決定を下す。すべての申し立てには、GARC の少なくとも 3 名のメンバーで、投票場監督官としての代表を含むメンバーの同意が判決、解決、指令、規定に達するのに必要である。

第 185 条. 予備判決—苦情の証明の際、GARC は証拠不十分、あるいは訴訟原因を明記しないこと、あるいは委員会との協議の後の苦情の取り消しにより申し立てを取り下げる。あるいは申し立てを進め、審問し、決定を下す。

被告であるプログラム開発者が、証明された返答や、コーポレーションの面前での手続きにおける対抗宣誓と他の追加書類を提出しない際、被告開発者は送達から 5 日以内に GARC に同じ内容を申し立てることを要求する。送達はこの規定の条項に従うものとする。

第 186 条. 不正な判決—前節において規定された 5 日間の期間内に被告開発者が返答しない場合は、GARC は自発的に、記録に記された真実によって立証される判決を下す。

第 187 条. ポジションペーパー—返答が申し立てられ意見が対決した後、GARC は当事者

に対し、命令を受けた日から 10 日以内に簡潔な文書を提出することを要求する。コーポレーションの面前で手続きの記録を GARC が見つけた際、また当事者が提出したポジション文書を見つけた際、公式の審問を開く必要がなく判決が与えられ、当事者がポジションペーパーを提出した日から 10 日以内に判決を与えるよう進める。

第 188 条. CLARIFACTORY HEARING—GARC が判決を与える前に特定の問題について明確にするため、審問を行う必要があると見なした場合、審問は設定される。審問において、以前に宣誓が提出された証人は弁護士と GARC から質問を受け、相手方から反対尋問を受ける。ケースについての審問を設定した命令は、立証するために召還される証人を特定し、審議で取り扱われる案件について特定する。審問は 15 日間で終結し、ケースは GARC によって終結から 15 日間以内に決定される。

第 189 条. 判決の内容—GARC の判決は明確で簡潔で、ケースの事実について、関わった問題、適用される法律、結論と理由、特別救済を含む、簡潔な文書が出される。

第 190 条. 判決の最終性—GARC の判決は、その知らせが当事者に渡されてから 15 日後に最終で、行政的なものとなる。その期間に委員会に何の請求も出されなければ、この規定での手続きに従って規定される。

第 191 条. 行政的処理—有罪になった際、GARC は違反の程度に従い、被告である開発者を告発、懲戒、停職できる。条件として、停職は 30 日を超えてはならない。

第 192 条. 証明の範囲—すべての手続きにおいて、委員会は技術的な証拠法則によって拘束を受けない。条件として、RULE OF COURT は補充の効果を申請する。

第 193 条. GARC の権力—GARC は宣誓を行い、公務上の行為を証明し、証人召喚令状を発行し、承認の出席と立証を強要することができ、証拠文書提出命令に対し、ケースに関連する本、書類、他の記録を作成するよう要求できる。命令に従わない場合は改定行政法の第 7 巻、第 3 章、第 14 条に従って取り扱われる。

規則 37

GARC 決定の調査

第 194 条. 司法権—委員会は大法廷において、独占的な上訴管轄権を持ち、この法律と規定の下に申し立てられた苦情において、GARC の下した決定を調査する。

第 195 条. 調査請求申し立て期間—調査申し立ては GARC の決定の受領から 15 日以内の期間に申し立てられる。

第 196 条. 調査請求を申し立てる者—GARC の決定した、苦情請求における当事者は調査請求を申し立てられる。

第 197 条. 委員会の決定—委員会は、調査請求の受領から 30 日以内に請求を解決する。

規則 38 行政的な抗議

第 198 条. 司法権—LHIO が完全に運営できるようになるまで、請求書調査ユニット(CRU)の代表と最高責任者は、請求書の手続きと支払いに関する CRU の決定に対して、医療提供者と加入者の申し立てた行政的抗議を取り扱う。

第 199 条. 抗議に関連する請求—請求書処理部門が拒否あるいは減額した請求書は CRU の抗議に従属する。

第 200 条. 書式—抗議は文書で、抗議を訴える者の署名が入り、代表と最高責任者宛に送られる。補助書類が添付されなければならない。請求書処理部門の決定についての知らせの受領から 60 日以内に申し立てられる。

第 201 条. CRU の手続き—抗議の受領において、抗議を申し立てる期間が失効した場合は CRU は抗議を返却し、あるいは支払い予定を与える。CRU は補助書類の提出を要求し、抗議の解決に関する宣誓を要求する。その後、関連当事者に抗議を知らせ、申し立てについての彼らのコメントを要求する。

第 202 条. 請求書における行為—完全な協議の後、CRU は以下の行為について代表と最高責任者に提案を与える：

- a. 現存の法律、コーポレーションの規定に照らした場合に、請求書が無効あるいは価値がない場合の抗議の拒否
- b. 請求書が有効で価値があり、支払いを請求していることが分かった場合の抗議の許可
- c. しかるべき行政団体あるいは、法律・規則違反を認める法廷の前で、責任の所在する当事者の起訴
- d. 状況において公平な他の行為

代表と最高責任者は CRU の提案を、すべてあるいは一部導入し、修正し、拒否する。直ちに、代表と最高責任者は抗議を解決する指令を出し、基になっている事実と法律を明示する。代表と最高責任者の決定は、上記の手続きに従った調査請求について、委員会に請求しない限り、最終で行政的なものとなる。

表題 9 一時的な規定

第 203 条. フィルヘルスナンバーカード—NHIP の加入者は一時的にフィルヘルスナンバーカードを使用できる。そのカードはフィルヘルス ID カードが発行される時までサービスの利用を裏付ける。OWWA メディケア受給者は給付の受給において、受給資格証明(EC)を使用できる。

第 204 条. GSIS/SSS/OWWA 番号—GSIS、SSS、OWWA の加入者で NHIP に記録を更新していない者は、永久的なフィルヘルス ID カードが発行される際まで一時的に GSIS、SSS、OWWA 番号を利用できる。

第 205 条. SSS 雇用者 ID 番号—世帯雇用者を含む民間セクターの雇用者で 1999 年 7 月 1 日前に SSS に登録した者は永久的なフィルヘルス雇用者番号(PEN)が発行される際まで一時的に SSS の雇用者 ID 番号を利用できる。

第 206 条. LGU の所得分類—財務省(DOF)が市のバラングイにおける所得の分類を規定する時まで、市の所得分類は地方政府補助金額の決定を用いて使われる。

表題 10 その他の規定

第 207 条. 無効条項—この規定に一致しないすべてのフィルヘルスサーキュラー、規定、覚書は取り消し、あるいは改定が考慮される。

第 208 条. 分離条項—いかなる者がいかなる状況において、この規定あるいは法律の条項あるいはそのような条項の適用が無効だと申告する場合、この規定あるいは他人あるいは他の状況への当該条項の適用は、そのような申告による影響を受けない。

第 209 条. 公表と有効性—委員会はこの規定を、少なくとも 2 つの全国紙に公表する。それは 2000 年 7 月 1 日に施行される。